

# 生活と健康を守る会（生健会）への 違法な大阪府警の弾圧に強く抗議する声明

(1) 生活と健康を守る会は、憲法 25 条の生存権保障の確立と貧困からの解放を求める、低所得者を中心とする市民団体です。

全大阪生活と健康を守る会連合会の会則第 2 条には「生存権保障の確立をめざし、生活と健康、権利を守る運動を進め、福祉と教育の充実〔略〕社会保障の確立、及び平和と民主主義に寄与すること」が目的であると明記しています。したがって、生活と健康を守る会は、犯罪や不正行為については絶対に許さない立場で運動している団体です。

(2) 2020 年 2 月 4 日、2 名の大正生活と健康を守る会の会員が、大阪府警本部警備部公安 1 課によって、「詐欺」容疑で逮捕されました。さらに大正生活と健康を守る会事務所も 9 人の府警本部警備部警備総務課によって家宅搜索されました。2 名の逮捕者と生活と健康を守る会事務所への家宅搜索の理由は、携帯電話の違法な名義貸しで「詐欺」容疑にあたるというものです。

(3) 「詐欺」という犯罪行為は絶対にあってはならないことです。私たち生健会は詐欺行為など断じて行っていません。ところが大阪府警はこれを口実に大正生活と健康を守る会事務所から、財政などの組織資料、会議の議事録、パソコン 2 台などを押収しました。これらの押収物は、今回の事件と何ら関係のないものです。

(4) 本件事案は、生活保護利用者で携帯料金を滞納し、新たに携帯電話を契約できなかった人が、仕事をするにも携帯電話が必須で、どうしようと悩んでいた状況でした。携帯電話がなければ派遣登録など就職活動はできません。携帯電話を貸与した人は友情から貸したものであり、特殊詐欺に使われた事実なども一切ありません。

それを生活と健康を守る会が組織的に関与している「違法な名義貸し」として大阪府警警備部が乗り出して来たのです。理由も必要もない乱暴な行動で、大正生活と健康を守る会事務所を数時間にわたって家宅搜索しました。この大阪府警の行動は、上記の個人間の問題を口実にした生健会組織及び市民生活への弾圧と断じざるを得ません。

このでっち上げ弾圧は、事実をもって、必ずや、打ち砕かれます。

(5) 大正生活と健康を守る会と全大阪生活と健康を守る会連合会は、大阪府警本部警備部の今回の違法・不当弾圧に強く抗議します。

違法・不当な搜索令状を安易に発付した大阪地方裁判所に対しても、抗議します。

私たちは以下のことを求めます。

1. 拘留されている会員をただちに釈放せよ
2. 大正生活と健康を守る会の押収物をただちに返却せよ。

2020 年 2 月 13 日

**大正生活と健康を守る会**

**全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連）**